

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	342,394	309,270	324,037	663,284	504,651
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,355	6,305	6,225	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		348,749	315,575	330,262	663,284	504,651
標準財政規模		8,902,589	8,886,693	9,023,856	9,000,882	9,228,813
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.91%)	(3.55%)	(3.65%)	(7.36%)	(5.46%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	▲ 12,031	8,703	41,682	78,501	128,512
	後期高齢者医療特別会計	12,829	16,913	14,598	17,307	16,828
合計 (2)		909,871	968,625	1,092,543	1,519,166	1,447,587
標準財政規模		8,902,589	8,886,693	9,023,856	9,000,882	9,228,813
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.22%)	(10.89%)	(12.10%)	(16.87%)	(15.68%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	那珂川町下水道事業会計	560,324	627,434	706,001	760,074	797,596
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		909,871	968,625	1,092,543	1,519,166	1,447,587
標準財政規模		8,902,589	8,886,693	9,023,856	9,000,882	9,228,813
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.22%)	(10.89%)	(12.10%)	(16.87%)	(15.68%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		374,178	345,827	389,995	285,217	482,297
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		374,178	345,827	389,995	285,217	482,297
標準財政規模		6,896,910	6,942,756	7,052,617	7,010,053	7,081,858
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.42%)	(4.98%)	(5.52%)	(4.06%)	(6.81%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 91,827	▲ 121,619	▲ 115,194	▲ 147,163	▲ 128,268
	宇美町後期高齢者医療特別会計	5,622	9,257	11,288	12,819	13,454
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	568,342	522,528	393,858	353,026	412,004
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	14,256	32,322	18,905	17,139	65,991
合計 (2)		870,571	788,315	698,852	521,038	845,478
標準財政規模		6,896,910	6,942,756	7,052,617	7,010,053	7,081,858
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(12.62%)	(11.35%)	(9.90%)	(7.43%)	(11.93%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		480,356	271,351	319,856	319,708	382,336
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		480,356	271,351	319,856	319,708	382,336
標準財政規模		6,368,057	6,343,516	6,462,007	6,420,556	6,332,417
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.54%)	(4.27%)	(4.94%)	(4.97%)	(6.03%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 47,652	▲ 79,070	▲ 152,623	▲ 84,846	▲ 149,612
	後期高齢者医療特別会計	5,631	1,976	1,300	1,015	5,786
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	727,024	703,555	693,888	648,134	579,161
	流域関連公共下水道事業会計	-	-	-	135,828	135,028
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	8,885	151,498	150,693	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,174,244	1,049,310	1,013,114	1,019,839	952,699
標準財政規模		6,368,057	6,343,516	6,462,007	6,420,556	6,332,417
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(18.43%)	(16.54%)	(15.67%)	(15.88%)	(15.04%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	741,672	570,436	509,245	491,500	565,525
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,095	14,356	13,730	13,385	13,076
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		756,767	584,792	522,975	504,885	578,601
標準財政規模		7,734,435	7,800,876	7,933,504	8,005,996	8,275,277
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.78%)	(7.49%)	(6.59%)	(6.30%)	(6.99%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 36,385	▲ 110,697	▲ 179,854	▲ 33,792	▲ 37,335
	後期高齢者医療特別会計	17,663	21,068	20,495	23,881	23,315
合計 (2)		3,208,037	3,058,470	3,069,850	3,207,575	3,059,115
標準財政規模		7,734,435	7,800,876	7,933,504	8,005,996	8,275,277
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(41.47%)	(39.20%)	(38.69%)	(40.06%)	(36.96%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	2,409,219	2,244,794	2,316,962	2,252,590	1,950,561
	流域関連公共下水道事業会計	60,773	318,513	389,272	460,011	543,973
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		3,208,037	3,058,470	3,069,850	3,207,575	3,059,115
標準財政規模		7,734,435	7,800,876	7,933,504	8,005,996	8,275,277
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(41.47%)	(39.20%)	(38.69%)	(40.06%)	(36.96%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		207,335	168,914	257,161	321,122	229,310
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		207,335	168,914	257,161	321,122	229,310
標準財政規模		5,184,867	5,223,795	5,360,113	5,402,597	5,471,405
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.99%)	(3.23%)	(4.79%)	(5.94%)	(4.19%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	3,292	6,250	4,449	4,467	6,411
	後期高齢者医療特別会計	9,162	12,151	13,010	13,081	13,231
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	263,258	286,122	271,091	305,423	317,351
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	6,401	7,464	6,963	6,751	6,661
	農業集落排水事業特別会計	3,091	4,598	5,802	3,194	3,891
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		492,539	485,499	558,476	654,038	576,855
標準財政規模		5,184,867	5,223,795	5,360,113	5,402,597	5,471,405
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.49%)	(9.29%)	(10.41%)	(12.10%)	(10.54%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	319,841	349,598	275,719	387,875	285,432
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	62	110	9	8	8
	相島診療所事業特別会計	1,614	3,233	3,042	5,854	1,970
合計 (1)		321,517	352,941	278,770	393,737	287,410
標準財政規模		5,307,783	5,437,872	5,603,802	5,714,097	6,014,412
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.05%)	(6.49%)	(4.97%)	(6.89%)	(4.77%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	230,391	87,720	74,482	21,737	28,501
	後期高齢者医療特別会計	2,191	1,537	12,896	8,993	1,297
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	394,337	494,017	620,554	682,359	1,013,608
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	1,603	754	746	734	677
	渡船事業特別会計	6,152	6,140	4,036	11,757	16,878
	公共下水道事業特別会計	18,366	46,183	45,869	55,464	108,508
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	850	394	1,103	601	582
合計 (2)		975,407	989,686	1,038,456	1,175,382	1,457,461
標準財政規模		5,307,783	5,437,872	5,603,802	5,714,097	6,014,412
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(18.37%)	(18.19%)	(18.53%)	(20.56%)	(24.23%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		154,977	191,456	152,885	182,275	216,777
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		154,977	191,456	152,885	182,275	216,777
標準財政規模		2,690,192	2,707,215	2,743,134	2,735,332	2,792,301
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.76%)	(7.07%)	(5.57%)	(6.66%)	(7.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	57,878	8,383	54,020	53,341	47,518
	後期高齢者医療特別会計	4,060	4,967	4,404	4,763	5,525
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	285,826	298,198	319,557	334,983	357,859
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	23,951	27,227	13,280	6,007	8,434
合計 (2)		526,692	530,231	544,146	581,369	636,113
標準財政規模		2,690,192	2,707,215	2,743,134	2,735,332	2,792,301
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(19.57%)	(19.58%)	(19.83%)	(21.25%)	(22.78%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	606,249	629,054	746,973	851,623	932,439
	住宅新築資金等貸付事業	3,197	1,819	51	433	601
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		609,446	630,873	747,024	852,056	933,040
標準財政規模		7,983,165	8,032,912	8,201,164	8,221,633	8,416,685
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.63%)	(7.85%)	(9.10%)	(10.36%)	(11.08%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 205,564	▲ 231,186	▲ 216,399	▲ 1,986	47,366
	後期高齢者医療事業	3,461	22,368	23,572	26,670	27,072
	介護保険事業(保険事業勘定)	10,398	22,487	27,520	64,101	54,371
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	478	2,118	1,522	1,166	1,507
合計 (2)		1,777,294	2,071,957	2,231,526	2,631,063	2,770,690
標準財政規模		7,983,165	8,032,912	8,201,164	8,221,633	8,416,685
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.26%)	(25.79%)	(27.20%)	(32.00%)	(32.91%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	1,090,137	1,166,800	1,212,721	1,195,285	1,157,176
	宅地造成事業	268,938	458,497	435,566	493,771	550,158
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	212,446	188,139	201,839	208,302	253,510
	給食センター特別会計	3,148	3,219	3,009	2,084	2,040
	地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	-	-	-	-	0
合計(1)		215,594	191,358	204,848	210,386	255,550
標準財政規模		3,594,913	3,636,909	3,687,346	3,617,221	3,723,178
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.99%)	(5.26%)	(5.55%)	(5.81%)	(6.86%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	27,758	46,929	71,880	70,918	74,434
	後期高齢者医療特別会計	6,996	4,609	5,339	6,265	6,752
	訪問看護特別会計	6,359	8,928	9,936	12,899	-
合計(2)		5,350,610	6,753,728	7,533,328	7,536,830	6,018,630
標準財政規模		3,594,913	3,636,909	3,687,346	3,617,221	3,723,178
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(148.83%)	(185.69%)	(204.30%)	(208.35%)	(161.65%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	340,664	404,713	420,695	436,173	418,670
	病院事業会計	3,125,236	3,220,844	3,162,087	3,239,609	-
	モーターボート競走事業会計	1,615,621	2,864,793	3,654,799	3,552,240	5,261,050
	宅地造成事業					
法非適用企業	国民宿舎特別会計	12,382	11,554	3,744	8,340	2,174
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	411,865	534,476	423,616	253,362	355,430
	地域下水道事業特別会計	12,030	11,397	10,360	9,285	58
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		423,895	545,873	433,976	262,647	355,488
標準財政規模		5,624,186	5,610,953	5,683,472	5,681,069	5,782,181
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.53%)	(9.72%)	(7.63%)	(4.62%)	(6.14%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	76,328	79,648	69,984	39,411	26,316
	後期高齢者医療特別会計	2,611	4,138	2,336	1,223	3,293
合計(2)		770,888	1,023,456	514,728	320,181	405,499
標準財政規模		5,624,186	5,610,953	5,683,472	5,681,069	5,782,181
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.70%)	(18.24%)	(9.05%)	(5.63%)	(7.01%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	244,014	379,326	-	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	24,040	14,471	8,432	16,900	20,402
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		770,888	1,023,456	514,728	320,181	405,499
標準財政規模		5,624,186	5,610,953	5,683,472	5,681,069	5,782,181
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.70%)	(18.24%)	(9.05%)	(5.63%)	(7.01%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	402,883	348,140	295,287	275,817	424,208
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,497	1,872	2,215	2,491	2,824
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		404,380	350,012	297,502	278,308	427,032
標準財政規模		6,073,500	6,101,750	6,140,695	6,156,881	6,207,742
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.65%)	(5.73%)	(4.84%)	(4.52%)	(6.87%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	29,199	▲ 27,673	▲ 26,752	28,527	▲ 45,312
	後期高齢者医療特別会計	7,649	10,240	13,616	13,812	11,458
合計 (2)		1,350,529	1,179,127	1,141,301	1,166,260	1,277,351
標準財政規模		6,073,500	6,101,750	6,140,695	6,156,881	6,207,742
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.23%)	(19.32%)	(18.58%)	(18.94%)	(20.57%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	584,818	541,666	526,741	485,967	477,128
	宅地造成事業	下水道事業会計	324,483	304,882	330,194	359,646	407,045
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計 (2)		1,350,529	1,179,127	1,141,301	1,166,260	1,277,351	
標準財政規模		6,073,500	6,101,750	6,140,695	6,156,881	6,207,742	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(22.23%)	(19.32%)	(18.58%)	(18.94%)	(20.57%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	107,183	171,005	184,512	213,185	186,543
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	755	806	466	743	560
	遠賀霊園事業特別会計	3,011	2,985	4,035	5,544	2,617
	遠賀町給食事業特別会計	108	113	101	100	26
	地域下水道事業特別会計	6,605	5,674	7,477	5,725	4,883
	遠賀町土地取得会計	2	2	2	2	4
	合計(1)	117,664	180,585	196,593	225,299	194,633
標準財政規模		3,954,185	3,930,986	3,975,625	3,972,233	4,100,338
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.97%)	(4.59%)	(4.94%)	(5.67%)	(4.74%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	31,620	53,347	42,146	45,764	50,939
	後期高齢者医療特別会計	1,335	1,250	1,635	5,244	5,808
合計(2)		164,686	249,675	257,624	294,965	265,545
標準財政規模		3,954,185	3,930,986	3,975,625	3,972,233	4,100,338
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.16%)	(6.35%)	(6.48%)	(7.42%)	(6.47%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	3,881	4,795	2,159	3,614	2,674
	公共下水道事業特別会計	10,186	9,698	15,091	15,044	11,491
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	123,468	67,588	66,144	65,340	185,069
	住宅新築資金等特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		123,468	67,588	66,144	65,340	185,069
標準財政規模		2,705,600	2,666,192	2,695,258	2,652,989	2,754,861
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.56%)	(2.53%)	(2.45%)	(2.46%)	(6.71%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	14,574	15,043	11,305	2,685	▲ 5,523
	小竹町後期高齢者医療特別会計	2,769	581	333	335	477

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	▲ 105,437	▲ 104,185	▲ 86,075	▲ 65,118	▲ 105,247
	宅地造成事業	124,670	117,785	110,444	111,668	123,659
法非適用企業	宅地造成事業以外	0	0	0	0	0
	宅地造成事業	0	0	0	0	0
合計 (2)		160,044	96,812	102,151	114,910	198,435
標準財政規模		2,705,600	2,666,192	2,695,258	2,652,989	2,754,861
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.91%)	(3.63%)	(3.79%)	(4.33%)	(7.20%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		117,066	122,632	126,607	48,610	91,101
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等特別会計	28	19	0	0	0
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	4	4	5	6	5
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	5	4	4	4	3
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	-	283	10	23,493	0
	地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計	-	-	0	0	0
合計(1)	117,103	122,942	126,626	72,113	91,109	
標準財政規模		4,412,305	4,428,881	4,439,707	4,355,378	4,487,823
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.65%)	(2.77%)	(2.85%)	(1.65%)	(2.03%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 124,488	▲ 158,774	▲ 193,645	▲ 145,519	▲ 103,272
	後期高齢者医療特別会計	641	894	742	801	1,002

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地完成事業以外	鞍手町水道事業会計	382,835	422,215	442,575	465,092	469,874
		鞍手町病院事業会計	1,369,315	1,553,910	-	-	-
		鞍手町介護老人保健施設事業会計	422,694	466,966	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	3,671	79	89	76	94
宅地完成事業	鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	-	0	0	-	-	
合計(2)		2,171,771	2,408,232	376,387	392,563	458,807	
標準財政規模		4,412,305	4,428,881	4,439,707	4,355,378	4,487,823	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(49.22%)	(54.37%)	(8.47%)	(9.01%)	(10.22%)	

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	193,005	181,929	212,652	200,617	181,564
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	215	165	600	585	432
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		193,220	182,094	213,252	201,202	181,996
標準財政規模		3,346,806	3,276,876	3,298,852	3,279,620	3,366,895
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.77%)	(5.55%)	(6.46%)	(6.13%)	(5.40%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	11,264	4,732	▲ 14,065	▲ 84,041	▲ 95,610
	後期高齢者医療特別会計	1,174	1,468	1,763	1,646	1,738

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	230,562	257,680	296,416	340,859	370,249
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		436,220	445,974	497,366	459,666	458,373
標準財政規模		3,346,806	3,276,876	3,298,852	3,279,620	3,366,895
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.03%)	(13.60%)	(15.07%)	(14.01%)	(13.61%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	237,603	291,976	259,188	308,794	250,619
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,804	6,993	6,265	7,458	8,015
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		244,407	298,969	265,453	316,252	258,634
標準財政規模		7,703,158	7,657,142	7,749,256	7,591,022	7,650,351
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.17%)	(3.90%)	(3.42%)	(4.16%)	(3.38%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	23,803	14,426	▲104,082	▲175,481	▲248,412
	後期高齢者医療特別会計	9,581	6,041	6,126	7,133	8,339

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	83,621	156,713	209,356	294,384	341,633
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	3,607	3,742	2,150	1,376	2,039
	農業集落排水事業特別会計	802	1,045	1,277	1,295	1,174
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	工業用地造成事業特別会計	970	404	518	209	2,074
合計(2)		366,791	481,340	380,798	445,168	365,481
標準財政規模		7,703,158	7,657,142	7,749,256	7,591,022	7,650,351
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.76%)	(6.28%)	(4.91%)	(5.86%)	(4.77%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		249,581	208,672	208,850	117,392	160,680
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		249,581	208,672	208,850	117,392	160,680
標準財政規模		1,611,607	1,561,730	1,539,185	1,520,311	1,578,881
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.48%)	(13.36%)	(13.56%)	(7.72%)	(10.17%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	0	▲ 11,964	100	243	28
	後期高齢者医療	145	326	360	45	518

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業	656	473	1,363	4,073	12,282
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		250,382	197,507	210,673	121,753	173,508
標準財政規模		1,611,607	1,561,730	1,539,185	1,520,311	1,578,881
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.53%)	(12.64%)	(13.68%)	(8.00%)	(10.98%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	468,230	391,718	373,229	391,756	378,574
	土地取得会計	4,188	4,194	4,195	4,194	4,240
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		472,418	395,912	377,424	395,950	382,814
標準財政規模		3,837,882	3,775,197	3,866,311	3,769,137	3,795,754
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.30%)	(10.48%)	(9.76%)	(10.50%)	(10.08%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	90,655	72,491	115,895	97,303	46,790
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		563,074	468,404	493,319	496,187	429,605
標準財政規模		3,837,882	3,775,197	3,866,311	3,769,137	3,795,754
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.67%)	(12.40%)	(12.75%)	(13.16%)	(11.31%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	1	1	0	2,934	1
	宅地造成事業					
合計(2)		563,074	468,404	493,319	496,187	429,605
標準財政規模		3,837,882	3,775,197	3,866,311	3,769,137	3,795,754
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.67%)	(12.40%)	(12.75%)	(13.16%)	(11.31%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計		172,533	185,142	208,220	176,344	186,520
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		172,533	185,142	208,220	176,344	186,520
標準財政規模		3,173,973	3,103,984	3,135,587	3,144,394	3,226,621
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.43%)	(5.96%)	(6.64%)	(5.60%)	(5.78%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	5,188	▲ 20,297	▲ 17,597	52,883	▲ 14,051
	大木町後期高齢者医療特別会計	3,359	5,024	8,556	5,932	5,580

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	大木町水道事業会計	656,493	710,825	740,260	771,722	802,362
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		837,573	880,694	939,439	1,006,881	980,411
標準財政規模		3,173,973	3,103,984	3,135,587	3,144,394	3,226,621
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(26.38%)	(28.37%)	(29.96%)	(32.02%)	(30.38%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	357,317	387,413	397,584	381,412	598,420
	住宅新築資金等貸付特別会計	123	1,539	2,272	369	1,142
	広川防災ダム管理特別会計	1,308	1,166	1,237	2,017	1,620
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		358,748	390,118	401,093	383,798	601,182
標準財政規模		4,504,977	4,478,274	4,501,050	4,421,977	4,468,070
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.96%)	(8.71%)	(8.91%)	(8.67%)	(13.45%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 117,861	▲ 130,244	▲ 142,963	▲ 135,495	▲ 160,225
	後期高齢者医療特別会計	5,156	5,266	5,246	6,704	6,646

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	484,952	575,994	659,662	688,094	757,335
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	40,832	24,311	24,057	40,604	33,362
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		771,827	865,445	947,095	983,705	1,238,300
標準財政規模		4,504,977	4,478,274	4,501,050	4,421,977	4,468,070
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.13%)	(19.32%)	(21.04%)	(22.24%)	(27.71%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	322,202	278,190	307,449	371,102	397,488
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	6,869
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		322,202	278,190	307,449	371,102	404,357
標準財政規模		3,118,012	3,092,045	3,130,446	3,162,136	3,229,030
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.33%)	(8.99%)	(9.82%)	(11.73%)	(12.52%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 102,522	▲ 174,997	14,288	▲ 45,634	▲ 36,099
	後期高齢者医療特別会計	4,173	4,392	4,703	4,502	4,573
合計 (2)		653,795	541,453	748,270	724,568	819,490
標準財政規模		3,118,012	3,092,045	3,130,446	3,162,136	3,229,030
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.96%)	(17.51%)	(23.90%)	(22.91%)	(25.37%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	370,841	379,800	372,710	350,262	406,985
	工業用水道事業会計	59,101	54,068	49,120	44,336	39,674
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	344,396	106,788	126,476	130,305	107,142
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	179	254	168	85	115
	バス事業特別会計	425	451	238	227	337
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		345,000	107,493	126,882	130,617	107,594
標準財政規模		3,987,462	3,819,444	3,776,836	3,758,137	3,875,490
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.65%)	(2.81%)	(3.35%)	(3.47%)	(2.77%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	158,964	60,447	▲ 35,411	▲ 116,502	▲ 76,984
	後期高齢者医療事業特別会計	1,498	1,295	909	1,456	926

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	328,372	357,157	380,340	398,628	409,892
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		833,834	526,392	472,720	414,199	441,428
標準財政規模		3,987,462	3,819,444	3,776,836	3,758,137	3,875,490
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.91%)	(13.78%)	(12.51%)	(11.02%)	(11.39%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	431,464	439,641	443,339	569,705	551,589
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	16,408	24,657	34,390	42,992	44,136
	学校給食センター事業特別会計	198	1,274	3,697	697	152
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		448,070	465,572	481,426	613,394	595,877
標準財政規模		2,668,110	2,622,631	2,653,791	2,650,885	2,744,771
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.79%)	(17.75%)	(18.14%)	(23.13%)	(21.70%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 76,264	▲ 115,113	▲ 110,117	▲ 151,212	▲ 131,765
	後期高齢者医療事業特別会計	874	1,220	1,317	1,359	1,169

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	422,926	450,608	476,837	492,363	496,657
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	151,710	123,008	101,952	43,688	▲ 14,986
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		947,316	925,295	951,415	999,592	946,952
標準財政規模		2,668,110	2,622,631	2,653,791	2,650,885	2,744,771
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(35.50%)	(35.28%)	(35.85%)	(37.70%)	(34.50%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,352,538	1,292,143	1,294,695	1,261,728	1,262,063
	学校給食センター特別会計	▲ 5,174	▲ 4,758	▲ 4,832	▲ 4,851	▲ 4,070
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 604,536	▲ 593,775	▲ 581,862	▲ 570,619	▲ 561,389
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		742,828	693,610	708,001	686,258	696,604
標準財政規模		4,901,899	4,704,577	4,653,204	4,648,657	4,852,711
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.15%)	(14.74%)	(15.21%)	(14.76%)	(14.35%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 715,339	▲ 673,435	▲ 701,764	▲ 668,137	▲ 608,854
	後期高齢者医療特別会計	2,935	3,046	2,622	2,684	3,006

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	50,843	82,414	71,496	65,212	59,681
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		81,267	105,635	80,355	86,017	150,437
標準財政規模		4,901,899	4,704,577	4,653,204	4,648,657	4,852,711
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.65%)	(2.24%)	(1.72%)	(1.85%)	(3.10%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	611,535	608,345	590,273	444,857	508,164
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,373	23,308	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		625,908	631,653	590,273	444,857	508,164
標準財政規模		2,138,193	2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(29.27%)	(29.18%)	(26.03%)	(19.77%)	(21.60%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 102,802	▲ 89,560	▲ 91,297	▲ 104,401	▲ 125,753
	後期高齢者医療事業	790	3,045	3,021	2,709	2,288
合計 (2)		615,905	622,353	595,307	389,353	454,910
標準財政規模		2,138,193	2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(28.80%)	(28.75%)	(26.25%)	(17.30%)	(19.33%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	92,009	77,215	93,310	46,188	70,211
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		615,905	622,353	595,307	389,353	454,910
標準財政規模		2,138,193	2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(28.80%)	(28.75%)	(26.25%)	(17.30%)	(19.33%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	79,734	72,439	76,136	73,878	72,275
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 43,855	▲ 41,137	▲ 37,766	▲ 35,101	▲ 33,072
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		35,879	31,302	38,370	38,777	39,203
標準財政規模		1,424,102	1,381,869	1,391,447	1,401,570	1,463,637
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.51%)	(2.26%)	(2.75%)	(2.76%)	(2.67%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,043	20	0	0	0
	後期高齢者特別会計	49	103	136	123	268

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,595	3,403	3,219	3,457	3,216
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		45,566	34,828	41,725	42,357	42,687
標準財政規模		1,424,102	1,381,869	1,391,447	1,401,570	1,463,637
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.19%)	(2.52%)	(2.99%)	(3.02%)	(2.91%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,277,628	985,741	1,079,673	1,286,360	993,674
	住宅新築資金貸付事業特別会計	52,395	24,703	18,423	21,833	21,294
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,330,023	1,010,444	1,098,096	1,308,193	1,014,968
標準財政規模		7,646,418	7,556,285	7,623,641	7,544,567	7,666,178
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.39%)	(13.37%)	(14.40%)	(17.33%)	(13.23%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 815,068	▲ 983,501	▲ 1,074,540	▲ 1,292,201	▲ 369,551
	後期高齢者医療特別会計	7,257	2,864	2,577	2,515	3,462
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 296,076	▲ 333,879	▲ 370,484	▲ 433,019	▲ 495,081
合計(2)		693,769	157,141	117,600	11,779	556,766
標準財政規模		7,646,418	7,556,285	7,623,641	7,544,567	7,666,178
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.07%)	(2.07%)	(1.54%)	(0.15%)	(7.26%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	467,633	461,213	461,951	426,291	402,968
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		693,769	157,141	117,600	11,779	556,766
標準財政規模		7,646,418	7,556,285	7,623,641	7,544,567	7,666,178
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.07%)	(2.07%)	(1.54%)	(0.15%)	(7.26%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,375,413	589,491	515,340	472,324	605,258
	土地区画整理事業特別会計	0	744	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	1,082	1,172	1,473	1,242	1,110
	京都郡公平委員会特別会計	83	125	154	192	202
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,376,578	591,532	516,967	473,758	606,570
標準財政規模		8,120,291	8,039,260	8,613,540	8,170,755	8,432,756
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.95%)	(7.35%)	(6.00%)	(5.79%)	(7.19%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 36,048	▲ 80,108	▲ 71,941	▲ 243,896	0
	後期高齢者医療特別会計	6,853	8,795	2,975	9,990	7,438
	介護保険特別会計	39,340	44,573	2,961	41,892	90,171
	介護保険特別会計(介護サービス)	2,406	4,440	5,071	0	-
資金不足・剰余額		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,255,794	1,155,998	1,198,704	1,159,089	1,151,370
	下水道事業会計	191,896	163,740	231,949	253,069	239,260
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	226,932	568,975	338,713	235,954	233,422
合計(2)		3,063,751	2,457,945	2,225,399	1,929,856	2,328,231
標準財政規模		8,120,291	8,039,260	8,613,540	8,170,755	8,432,756
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(37.72%)	(30.57%)	(25.83%)	(23.61%)	(27.60%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,028,908	903,914	874,145	926,580	1,078,128
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 162,115	▲ 157,217	▲ 151,134	▲ 145,043	▲ 136,855
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		867,557	747,461	723,775	782,301	942,037
標準財政規模		6,957,035	6,860,492	6,918,789	6,813,990	6,938,424
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(12.47%)	(10.89%)	(10.46%)	(11.48%)	(13.57%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	68,779	71,190	72,163	100,514	28,296
	後期高齢者医療特別会計	3,174	3,722	2,811	3,255	4,326
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	110	9,677	14,946	32,715	97,941
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	3,311	4,973	6,231	4,133	2,410

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業特別会計	472,435	525,031	579,028	595,809	544,009
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	879	86	271	382	1,500
	公共下水道事業特別会計	1,158	3,691	707	68	1,268
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,417,403	1,365,831	1,399,932	1,519,177	1,621,787
標準財政規模		6,957,035	6,860,492	6,918,789	6,813,990	6,938,424
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.37%)	(19.90%)	(20.23%)	(22.29%)	(23.37%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	187,351	59,134	273,371	166,605	250,987
	奨学金特別会計	6,512	5,590	5,253	5,097	2,608
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		193,863	64,724	278,624	171,702	253,595
標準財政規模		1,974,458	1,954,528	1,985,827	1,991,524	2,072,419
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.81%)	(3.31%)	(14.03%)	(8.62%)	(12.23%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	92,455	55,240	60,953	63,064	105,510
	後期高齢者医療特別会計	2,104	2,707	2,193	2,570	2,533
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	147,191	173,044	185,662	155,472	134,706
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	15,138	9,959	9,690	9,960	6,529
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		450,751	305,674	537,122	402,768	502,873
標準財政規模		1,974,458	1,954,528	1,985,827	1,991,524	2,072,419
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.82%)	(15.63%)	(27.04%)	(20.22%)	(24.26%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	347,093	313,834	300,458	387,951	254,345
	奨学資金特別会計	5,832	3,687	2,942	▲ 96,074	3,437
	住宅新築資金等特別会計	398	726	998	2,587	488
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		353,323	318,247	304,398	294,464	258,270
標準財政規模		3,658,187	3,567,911	3,581,633	3,366,714	3,382,229
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.65%)	(8.91%)	(8.49%)	(8.74%)	(7.63%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	76,850	62,624	59,917	27,091	82,635
	後期高齢者医療特別会計	2,616	1,826	3,565	5,429	3,884

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	1,103	858	1,022	748	692
		簡易水道事業特別会計	1,193	941	1,168	1,284	870
	宅地造成事業						
合計 (2)		435,085	384,496	370,070	329,016	346,351	
標準財政規模		3,658,187	3,567,911	3,581,633	3,366,714	3,382,229	
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(11.89%)	(10.77%)	(10.33%)	(9.77%)	(10.24%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,451,575	1,177,595	1,452,648	1,628,394	1,899,718
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 310,228	▲ 295,199	▲ 282,915	▲ 273,886	▲ 252,109
	奨学金貸付事業特別会計	5,479	3,674	2,403	1,131	1,296
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	29	29	29	0	50
	霊園事業特別会計	0	728	764	142	112
	合計(1)	1,146,855	886,827	1,172,929	1,355,781	1,649,067
標準財政規模		6,134,907	6,019,795	6,037,096	5,918,295	5,933,146
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.69%)	(14.73%)	(19.42%)	(22.90%)	(27.79%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 50,646	▲ 155,756	▲ 83,634	▲ 105,305	▲ 125,900
	後期高齢者医療特別会計	4,721	6,200	8,995	11,847	11,078

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	127,385	150,395	158,315	190,714	182,238
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	6,856	6,439	7,027	14,679	44,523
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	14,858	10,300	8,797	6,253	25,873
	農業集落排水事業特別会計	15,312	11,863	12,935	7,604	42,842
	公共下水道事業特別会計	16,681	13,944	4,355	5,124	23,014
	宅地造成事業					
合計(2)		1,282,022	930,212	1,289,719	1,486,697	1,852,735
標準財政規模		6,134,907	6,019,795	6,037,096	5,918,295	5,933,146
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.89%)	(15.45%)	(21.36%)	(25.12%)	(31.22%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)